

緑の風

JR東労組



JR東労組ホームページ

East Japan Railway Workers' Union 2024年12月5日 No.61

パワハラ・暴行の被害者が加害者とされた!!

八地申2号「三鷹統括センター武蔵小金井駅で発生した不当処分・不当転勤の撤回を求める」申し入れ

第3回交渉 12月6日 15時~

OMIYA NEWS
No.85 2024年12月4日 JR東労組大宮地区

管理者によるパワハラ・暴行と、事実を隠蔽・捏造し不当処分を発令する会社姿勢を許してはならない!!
八王子の仲間と連携し、全組合員で職場からたたかいて創りだそう!!

こんなことが許されて良いのか?
パワハラ・暴行の被害者が加害者!!

八王子地区は2日「三鷹営業統括センター武蔵小金井駅で発生した不当処分・不当転勤の撤回を求め」申し入れを行っています。このたたかいは、管理者からパワハラ・暴行を受け、身の危険を感じたAさん(B部長)の方でパワハラに押さえつけられ、その結果多岐にわたる元気に押しつぶされ、呼吸が困難になったが原因を明らかにした事(正当防衛)に対し、「懲罰性処分を科せられた」とし、出勤禁止(20日間の無給)と出勤の競争をされた不当処分・不当転勤に反対しています。(12月11日午後2時)の申し入れ
不当処分を多く許す事ではダメですが、さらにその個人に対し、加害者であるB部長が労務申請を行うという、無情な事が発生し、パワハラの問題と不当処分・不当転勤の問題が重なったため、事実の経過・経緯によりパワハラ・暴行の被害者であるAさん(加害者)とされる事になりました。

現在、処分撤回を求め八王子地区は団体交渉を行っています。八王子支社は「当該処分については就業規則に則り正当に発令したものであり、撤回する考えはない」と回答しています。交渉で発生事象の時系列を協議していますが、事実確認があまりにも不十分で、B部長の職務についてB部長の長官の署名がない等、会社は不誠実な姿勢に陥っています。被害者(パワハラ)を社会的に力行為にすり替え、悪意で述べた事実や主張は一切認めない事、事実確認も不十分の中で発令された不当処分であることは明白であり、このような会社姿勢を絶対に許す訳にはいきません!!

この事案に現れているのは、旧東武線区間で発生したパワハラ・懲罰的目録教育、旧大宮線区間で発生した不当転勤・不当処分等の会社姿勢です。このよう経営方針の歪みを生む命令・指示の現場あり、絶対に許す事ではダメです。また、このような経営方針が現場で私たち社員に及ぼす問題であり、決して撤回してはなりません!!

全現場で事実と問題点を共有し、たたかいて創りだして行きましょう!!

事実を隠蔽し不当処分を発令する会社姿勢と「命令と服従」の職場風土は許さない!! 八王子の仲間と共に全現場からたたかいて創りだそう!!

JR東労組 Yokohama
JR東労組横浜地区
2024年12月4日

八地申2号 三鷹統括センター武蔵小金井駅で発生した不当処分・不当転勤の撤回を求める 申し入れ
12月6日(金)に第3回団体交渉開催決定!!(注目)

不当処分・不当転勤を撤回しろ!!
反省の強要は憲法違反だ!!

八王子支社の誠実な回答をしろ!!
みんな注目しているぞ!!

JR東労組盛岡
No.60
2024年12月4日

八王子支社は誠実な回答を示すべきだ!!
不当処分・不当転勤の撤回を求めるともにたたかおう!!

三鷹営業統括センター武蔵小金井駅で社員Aさんが勤務時、管理者からパワハラ・暴行を受け、身の危険を感じた。部長が社員Aさんの話を聞き取ったことを発端に、B部長は数回声を荒げ、さらさら社員Aさんを脅かすような発言を繰り返す。B部長は数回社員Aさんの話を聞き取ったこと(正当防衛)に対し、懲罰性処分を科せられた。B部長は数回社員Aさんの話を聞き取ったこと(正当防衛)に対し、懲罰性処分を科せられた。B部長は数回社員Aさんの話を聞き取ったこと(正当防衛)に対し、懲罰性処分を科せられた。

パワハラ・暴行の被害者である社員Aさんが受けたい処分
・出勤停止20日間
・所定給給額の1/2カット
・年末手当15%カット
・出勤
⇒ 出勤停止の処分と出向は二重処分であり無効である!

現在八王子地区は処分撤回を求め団体交渉を行っています!!
八王子支社は当該処分については就業規則に則り正当に発令したものであり、撤回する考えはないと回答しています。2024年11月に会社から出した今後の労務問題の解決方針の通知書に労務問題の経緯はすべてが隠蔽されていることにより、交渉の場において、発令された処分を撤回し、当該処分を撤回するよう求め、団体交渉での組合の主張を認めず処分は正当だと主張し、当該処分を撤回しないことではありませぬ!!

団体交渉での主張は事実関係にも多く、会社は不誠実な姿勢に陥っています。管理者によるパワハラを社会的に力行為にすり替え、悪意で述べた事実や主張は一切認めない事、事実確認も不十分の中で発令された不当処分であることは明白です。このような会社姿勢は、「安全・健康・安心・働きがい」の念に反する問題であり許す事ではできません。全組合員でこの事案の経過と問題点を明らかにし、全現場からたたかいて創りだして行きましょう!!

管理者によるパワハラ・暴行と、事実を隠し不当処分を発令する会社姿勢を撤回せず
当該組合員・八王子地区の仲間と連携し全組合員でたたかいて創りだそう!!

全組合員で緑の風第768号 5、6面を読み合わせしよう!

自立 信頼 創造 発信
No.6
信越地区 FAX ニュース
2024年12月4日
JR東労組信越地区

被害者が加害者にされた!
不当処分・不当転勤の撤回を強く求める

三鷹営業統括センター武蔵小金井駅で発生
パワハラ・暴行

この現場、安心して仕事が出来ない、安全が守れない、こんな現場は絶対に許さない!!

2024.11.30 発行 第768号より抜粋

JR東労組東京
No.19
2024.12.4

パワハラ・暴行の被害者が加害者に!
不当処分・不当転勤の撤回を!!

命令と服従、嘘と隠蔽作りの会社の姿勢を許さない!!

第3回交渉は12月6日(金)
八王子支社の誠実な回答を強く求める!

JR東労組千葉地区
2024年12月4日
No.6
2024年12月4日
JR東労組千葉地区

八王子地区管内で発生したパワハラ・暴行の被害者が加害者とされた事案について不当処分・不当転勤の撤回を求め共にとたたかおう!
12月6日15時 八地申2号 3回目交渉決定!
誠実に答えろ! 事実を隠し曲げるな!

三鷹営業統括センター武蔵小金井駅で社員Aさん(2020年採用22歳)が勤務時、管理者からパワハラ・暴行を受け、身の危険を感じました。しかし、驚くことにパワハラ・暴行を受けた社員Aさん(2020年採用22歳)に管理者の指示に従わず退席を求められた。制止した管理者を突き飛ばし、傷害を負ったことは社員として著しく不都合な行為であるため、という理由で加害者となり処分と出向が命じられました。JR東労組八王子地区はこの処分と出向を許さず、八王子支社に対し、不当処分・不当転勤の撤回を求め団体交渉を行いました。また、社員Aさんは暴行を受けた際は社会に所属しては守って貰えないと思ひ、専断で八王子支社に加入しました。JR東労組は全組合員と共に、社員Aさんと八王子地区と連携し、不当処分・不当転勤の撤回を求めたっています。全組合員に今事案の経過と問題点を明らかにし、千葉地区全組合員で共にたたかいます!この事案の詳細については、八王子地区のホームページ又は、機関紙「緑の風」の11月20日号をご参照ください。

八王子地区のホームページ
QRコード

JR東労組千葉地区はパワハラ・暴行を許しません!
不当処分・不当転勤撤回を実現するために、共にたたかおう!

会社は6項目に則り、話し合いで解決すべく、真実に目を向けるべきだ!